

無戸籍問題の解消を求める意見書

子の出生の届出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を提出しないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子どもや成人が数多く存在している。

民法 772 条において嫡出推定制度が規定されており、離婚後に前夫の嫡出推定が及ぶ子が生まれた場合、前夫以外の男性の子として戸籍に記載されることを希望するときは、嫡出否認権は前夫にしか認められないことから、前夫に対する親子関係不存在確認の手續、あるいは実父に対する強制認知の手續を行うこととなる。しかし、前夫にその子の存在を知られたくないなどの理由から訴えを提起することができず、出生届の提出が見送られてしまうことがある。また、実父に対する強制認知の手續は前夫に対する親子関係不存在確認の手續を経ずにとることができるが、家庭裁判所の窓口で、先に前夫に対する親子関係不存在確認の手續をとるようにとの誤った指導がなされた事例があったとの指摘もある。

無戸籍者は、みずからに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などで救済される場合を除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等ができないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益をこうむっている。これに対し、国は無戸籍者救済の取り組みを進めており、無戸籍状態にあったとしても、関係府省庁による通知等により、一定の要件のもと各種行政サービス等を受けることができるとされているが、そのことが地方公共団体の職員まで徹底されず、適切な対応がとられない事例があったとの指摘もなされている。

無戸籍問題は基本的人権にかかわる深刻な問題であり、無戸籍者はさまざまな生活上の不利益をこうむるだけでなく、無戸籍であること自体により、心の平穏も害されていることから、一刻も早い救済が必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、人権保護の観点からも、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益をこうむることのないよう、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 嫡出否認の手續に関する提訴権者の拡大や、出訴期間の延長のほか、民法 772 条の嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。
- 2 強制認知調停の申し立てについて、その受付等の際に家庭裁判所の窓口で不適切な指導がなされることのないよう必要な措置を講ずること。
- 3 地方公共団体の職員や関係機関に対し、無戸籍者問題の理解を促し、適切に対応するよう周知徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月10日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

}

宛（各 通）